

事 案 調 書 (  経営会議  経営調整会議  局経営会議 )

(様式2)

開催日時 : 平成20年10月22日(水) 午前11:00~

事案担当課 : 税務企画課 (内線 2393)

件名	地方税法の改正に伴う個人住民税の寄附金税制について		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	政策名			
	施策名			
条例等制定・改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	条例名等	相模原市市税条例	情報システム関連 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 地方税法の改正により、個人住民税に係る寄附金税制の拡充がされたことに伴い、条例により控除対象寄附金を指定する仕組みを導入するため、相模原市市税条例の改正について提案するもの			
概 要	1 地方税法の改正内容 2 条例改正(案)の概要			
事案の 具体的 内容	1 地方税法の改正内容 地方税法の改正により、現行の控除対象寄附金に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金(公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金。国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、市がそれぞれ条例指定したものが追加されるもの。  2 条例改正(案)の概要 (1) 寄附金の指定対象 市民の福祉の増進に寄与するものとして、次の法人等に対する寄附金を対象とするもの ・市内に事務所又は事業所を有する法人等 ・市内において事業(その者の主たる目的に係る事業に限る。)を行っている法人等 ・その他市長が認める法人等 (2) 適用時期 平成21年度分以後(平成20年1月1日以後の寄附金)の個人市民税から適用			

事業スケジュール	12月議会 市税条例の一部改正議案を上程予定	
経費・事業対象その他		
事業実施にあたっての課題	神奈川県についても、12月議会に条例改正議案の提出を予定しているが、適用時期が本市より1年遅れの平成22年度分（平成21年1月1日以後の寄附金）の個人県民税からの適用となっている。	
検討経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年 3月11日 総務部会</li> <li>・平成20年 5月15日 打合せ会議</li> <li>・平成20年10月16日 主管会議</li> </ul>	
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>〔<input type="checkbox"/>経営調整会議 <input checked="" type="checkbox"/>主管会議での主な意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例改正（案）中の「その他市長が認める法人等」は不明確であるから、基準を明確にすべきである。 → 明らかに、市民の福祉の増進に寄与しないものを除き、広く指定するよう規定しており、規則等の中で明確にするものである。</li> <li>・ 神奈川県と市で適用開始時期や適用対象の指定方法が異なることで、課税事務に問題はないのか。 → 課税事務上は、県民税分と市民税分を別々に計算しており、事務手続き上、特に支障はない。</li> </ul>	
	〔 <input type="checkbox"/> 経営調整会議の結果〕	〔 <input checked="" type="checkbox"/> 主管会議の結果〕 局経営会議に付議することとされた。